

ケガ・事故の無いよう安全管理を徹底し、保育運営を行っておりますが、万一に備え、園では、以下の補償内容の保険に加入しております。補償内容は日本保育園協会の基準を上回るものとなっています。

加入保険会社：日本事業所内保育団体連合（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

- ①傷害保険
- ②施設賠償責任保険
- ③生産物賠償責任保険



	傷害保険	施設賠償保険	生産物賠償責任保険
保険金額	● 死亡・後遺障害保険金 50 万円 ● 入院保険金 入院 31 日以上 5 万円 入院 15～30 日 3 万円 入院 8～14 日 1.5 万円 入院 7 日以内 1 万円 ● 通院保険金 通院 31 日以上 3 万円 通院 15～30 日 1 万円 通院 8～14 日 5 千円 通院 7 日以内 3 千円	● 身体賠償(上限) 免責(自己負担) 1 万円 1 億円/人 5 億円/1 事故 ● 財産賠償(上限) 免責 1 万円 100 万円/事故	● 身体賠償額(限度額) 免責(自己負担) 1 万円 1 億円/人 5 億円/1 事故
対象	保育所施設において、施設の利用者が急激かつ偶然な外来により傷害を被った場合	施設の所有・監理に起因する事故又は業務遂行に関する事故	給食・おやつ等の提供に起因する事故

《加入保険会社：独立行政法人 日本スポーツ振興センター》

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	・原因である事由が保育事業者の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用の額が500点(5,000 円)以上のもの ・けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる	・医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割はセンターの付加給付)の額 【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、センター付加給付分のみ】 ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額にセンター付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合 (その程度により第1級から第14級に区分される)	3,770 万円～82 万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,885 万円～41 万円)
死亡見舞金	保育事業者の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	2,800 万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,400 万円)
	突然死 運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	2,800 万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,400 万円)
	運動などの行為と関連なしに発生したもの(乳幼児突然死症候群など)	1,400 万円 (通園中の災害の場合も同額)

※日本スポーツ振興センターの保険は、保護者の同意のもと加入となります。加入に際しては、年間負担額 300 円が発生します。ご了承下さい。